

令和元年度農薬危害防止運動と農薬の安全な使用について

香川県では、6月1日から8月31日までを農薬危害防止月間として、農薬による事故防止と安全使用の啓発運動を実施しています。

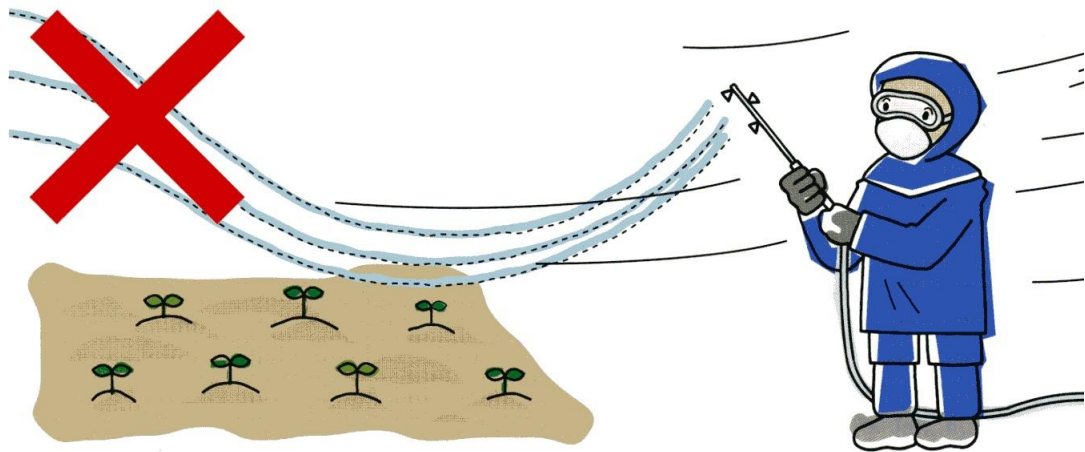
1. 農薬危害防止運動の内容

- 1) 県内6カ所で毒物劇物取扱業者、農薬販売者、市場関係者のほか、ゴルフ場関係者・造園業者、学校関係者等の農薬使用者等を対象に農薬危害防止講習会を開催し、農薬制度の趣旨・内容、危害防止のための対策、保管管理や処分等、農薬の適正使用についての正しい知識の普及・啓発を図ります。
- 2) 農薬取締職員と毒物劇物監視員が連携して、農薬販売所の立入指導を行います。
- 3) 農家を中心とした農薬使用者に対し、栽培講習会などで農薬散布時の注意事項等について周知するとともに、農薬の保管管理について指導を行います。

2. 農薬の安全な使用について

- 1) 農薬やその希釈液、残渣等はペットボトル、ガラス瓶等の飲食品の空容器へ移し替えたりせず、施錠のされた場所に保管する等、保管管理を徹底しましょう。
- 2) 農薬の散布は体調のよいときに行い、長時間続けての作業は避けて下さい。万一、体調が悪くなった場合は医師の診断を受け、その際、使用した農薬名を伝えて下さい。
- 3) 農薬のラベルをよく読み、書かれていることを必ず守って下さい。農薬は正しく使用されてはじめて安全性が確保されます。また、やむを得ず農薬と他の農薬を混用して使用する場合は、ラベルの注意事項を厳守してください。さらに、生産者団体等が発行する農薬混用事例集等を参考とし、これまでに知見のない組み合わせで混用することは避けましょう。
- 4) 土壌くん蒸剤を使用する場合は、農薬の容器に表示された使用上の注意事項等に従い、施用直後に適正な材質、厚さの資材を用いて被覆を完全に行う等の安全確保を徹底しましょう。
- 5) 住宅地等の周辺ほ場で農薬を散布する場合には、事前に周辺住民などに周知するとともに、周辺の作物へ飛散（ドリフト）しないように、できるだけ飛散性の少ない農薬を使用するようにしましょう。また、風のない日や弱い時刻を選んで散布して下さい。
- 6) 農薬が体にかからないよう、防水性がある動きやすい防除衣や、保護マスク、保護メガネ、ゴム手袋などを着用しましょう。

- 7) 散布器具はよく点検して、ノズルのゴミの付着やホースの破れなどを確認し、修繕しておきましょう。
- 8) 防除は重労働です。朝夕の涼しい時間帯に事故のないように気をつけて作業しましょう。また、農薬の河川への飛散や水田除草剤のかけ流しは行わないなど、正しい散布作業を心がけましょう。
- 9) 散布液は残らないように調整しましょう。
- 10) 使用済みの空き袋や空き容器等は、廃棄物の処理業者に処理を委託するなど、適切に処分して下さい。



農薬の飛散に気をつけましょう。

3. 農薬の販売について

農薬の販売に当たっては知事への届出、毒劇物たる農薬の販売に当たっては知事への登録が義務づけられています。農薬を販売する場合には届出等を行きましょう。インターネットでの農薬販売についても届出が必要です。

4. 参考

農林水産省・農薬コーナー

<http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/index.html>